

三沢市が保有する個人情報の保護

三沢市の個人情報保護制度

市が保有する個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。
自分自身の個人情報(自己情報)は、どなたでも開示の請求などをすることができます。
民間事業者(企業など)に対しても個人情報の適正な取扱いを求めています。

個人情報の取扱いのルール

1. 個人情報取扱事務の登録

市が取り扱う個人情報の登録簿を作成し、その取扱いの状況を閲覧できるようにします。(登録簿は本館3階の企画管理課に備えてあります。)

2. 保有の制限等

個人情報を保有するに当たっては、利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で保有します。

3. 取得の制限

個人情報を取得するときは、原則として本人から直接、必要なものだけを収集します。

4. 利用及び提供の制限

個人情報を本来の事務の目的をこえて利用し、または外部に提供することは原則としておこないません。

5. 安全性及び正確性の確保等

個人情報は正確で最新のものに保ち、情報が漏れたり、紛失するなどの事故防止のため必要な措置を講じます。

ご自分の個人情報について開示・訂正・利用停止の請求ができます。

どなたでも、市が保有する自分に関する保有個人情報について、開示請求をすることができます。

開示された自分の個人情報に事実の誤りがある場合には、事実を証明する書類等を提出した上で、その情報の訂正を請求することができます。

自分の個人情報が条例に違反して収集、利用又は提供されているときは、その情報の利用停止を請求することができます。

開示等請求できる方は、請求者本人又は法定代理人です。

(開示等請求する場合は、本人であることを示す書類、法定代理人の方が請求する場合には、法定代理人であることを示す書類が必要になります。)

問い合わせ先 三沢市企画財政部企画管理課

電話(0176-53-5111)内線(253)